

# 2024.6.18 団交情報

№ 844

＜国労千申第3号＞

申入日：2024.5.28

団交日：1回目2024.6.12 2回目2024.6.17

国労千葉地方本部

## CTS「2024年度夏季手当」について回答を示す！

JR各社およびグループ会社が夏季手当について回答が出される中、6月17日にCTSから夏季手当について回答があった。

（組合側からは）

JR東日本及びグループ会社に対し申し入れを行っている中で組合要求額2.5か月プラス5万円の支払いを求めた。

JR東日本ではコロナ感染も収束し、利用者が9割程度戻ってきている。この間コロナを口実に業務量の削減や契約の見直し、またコインロッカー事業がCTSから新たな会社に移管されるなど、グループ会社であるCTSにも影響を及ぼしていることは認識しているが、現場で働く方は物価の高騰で手当も生活給となっていることから、生活改善への期待も大きくなっている。是非昨年を上回る回答を期待したい。また社員だけでなく、パートや契約社員の処遇を改善することで離職や新規採用の確保につながる旨説明を行った。

（会社側からは）

2023年度の通期決算概要が示され、2022年度と比較して車両・駅舎清掃等の契約額が減少、構内入換も減少。一方でコインロッカー収入が人の流れと共に大幅に回復したものの前年比99.7%。営業費用は経費の削減を図るべく業務量の変動に合わせた作業ダイヤの見直しや効率的な人員配置等を実施、社員教育の再開や一時金の配布などもあり、前年比100.5%。2023年度通期決算は前期に対して減収減益。JR東日本グループにおける2023年度通期の業績は鉄道・エキナカ・ホテル等の需要増加により、連結決算で営業収益は3期連続の増収、全ての利益において増益となった。コインロッカー事業が新たなステージに移管されたことに加え、JR東日本と共に実施しているコストダウン施策などにより、当社の業績は引き続き厳しくなることが予想されるが、皆さんが業務改革を全力で取り組んでいることを受け止め、以下回答する。

### ＜国労千申第3号＞の申し入れ内容

- 2024年度夏季手当の支払い額は、基本給月額額の2.5か月に5万円を加えた額とすること。
- 2024年度夏季手当は、6月28日（金）までに支払うこと。
- 契約社員、パート社員についても前年を上回る支給額とすること。
- 退職する方が増加している。退職に伴う要員を補充すること。

CTSは6月17日、下記の回答を示した。

2024年度夏季手当については、次のとおりとする。

- 支給額
  - 社員 基本給の2.45か月
  - 嘱託社員 基本給の2.45か月
  - 契約社員及びパート社員

下表に示す勤続年数及び勤務時間に応じた手当及び一時金

単位 万円

		査定期間中の1ヶ月平均労働時間数			
		40時間以上 100時間未満		100時間以上 (契約社員)	
		手	一時金	手	一時金
勤続年数	6ヶ月未満	0	0	0	0
	6ヶ月以上～1年未満	2	3	4	7
	1年以上～3年未満	2	3	5	7
	3年以上～5年未満	3	3	7	7
	5年以上	5	3	12	7

※ パート社員も手当について契約社員と同額とするまた一時金は6ヶ月以上一律6.5万円とする。

※ 40時間未満（勤続年数6ヶ月未満の者を除く）の者に対しては一時金10,000円を支給する。

- 支給対象者 2024年6月1日現在で在職する者でJRからの出向者を除く。

- 支給日 2024年6月27日(木)以降準備でき次第とする。

昨年初めて2.5か月で年間5か月であったものが今回は昨年を下回る回答であり、再考を求めた。会社からは今春闘で年齢給3000円アップや毎年10月の時給見直しを前倒しで実施したことで昨年を下回る回答となったが社員・契約・パートともに年収としては昨年を上回ると理解を求めた。引き続き労働条件、労働環境の改善を含め、今後とも真摯な議論の場を求める事を確認して妥結することとした。